

高齢者その他地域における居住の安定のため「地域優良賃貸住宅」を設置し、公募方法、入居者の資格申込方法、入居手続、家賃の決定及びその他使用に関する事項を定める条例。

▼豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
本計画への事業の追加等

▼東十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分
東十勝消防組合が所有する財産のうち、豊頃消防署の管理に属するものについて、豊頃町に帰属する内容。

主な審議内容

平成27年度補正予算等

Q 今回、台風による漁業被害に対する対策が予算措置されていないが、今後の町の対応は？

A 大津漁協で被害の詳細を詰めており、まことり次第早ければ3月定例会で関連予算を審議いただく予定である。

Q 町の基幹産業であるので、早急な対策を！

A 浦幌町とも協議し、財政支援を検討したい。

Q プレミアム商品券に関する増減補正はいつ発行分か？

A 道補助金対象の千セット分を補正するもので、1月以降に第6弾を発行する予定。

Q 公営住宅の修繕費270万円の内訳は？

A 当初計上分の修繕費がほぼ執行済のため、今後の入退居に対応するため、1件30万円の9件分を補正したものだ。

Q 現時点での入居希望者と住宅の空き状況は？

A 現時点の入居希望者はありません。空き状況は、ドリムタウンで世帯用2戸、パートナータウンで単身用2戸。単身用2戸は、間もなく入居予定である。

Q 古い公営住宅は、今後どうするのか？

A 老朽化が著しい十弗玉町並びに大津地区への新たな入居を断り、完全に入居が無くなった時点で取り壊す。

Q ドクターヘリ加入時負担金の内訳は？

A 加入時の今回1度限りの負担であり、帯広市以外の管内町村負担額は同額である。

Q 本町におけるドクターヘリのヘリポートは？

A 10月に担当者が来町し、ドクターヘリのヘリポート（ランデブーポイント）を調査し、町内4箇所を申請中である。



浦幌消防署前に着陸したドクターヘリ

Q 介護保険特別会計の約1,400万円の居宅介護サービス等給付費の減額の理由は？

A この減額は、ヘルパーの利用、地域密着型施設及び

グループホーム等施設利用、デイサービスの利用などのうち、特に利用者の入院等に伴う利用減が大きな要因である。

Q 長節配水池防水工事等の減額補正であるが、現状浄水場は門柱・フェンスともに老朽化が著しく、早急な対応が必要と思うが？

A 新年度にフェンスの改修等の予算を計上する予定である。町民の水瓶を預かる意識を再確認し、良好な管理に努めたい。

Q マイナンバーに関する個人情報漏洩対策は？

A 国の指示に従い、10月5日から通知カードの配付前に特定個人情報扱つパソコンと一般業務を行うパソコンを切り離した対応でスタートした。また、ヒューマンエラーを発生させないよう職員研修や職員指導を実施してきたが、今後も更に徹底したい。

議案審議等

Q 町税条例の改正中、紙巻たばこ3級品とあるが具体的に？

A 旧専売公社時代に1級から3級の等級があり、葉の質

一般質問



岩井 明 議員

TPPに対する今後の対応は！

Q 本町は現在までTPPの参加交渉には反対の姿勢であったが、今回TPP交渉の大筋合意を受け、J-A中央会も政府が示した大綱を一定程度評価し、今後交渉反対運動を止めるとの見解を示したが、豊頃町としての今後の対応をお聞きしたい。

A 宮口町長

今日においてもTPP協定の締結には基本的に反対である。10月5日交渉参加12力国閣僚会合において、交渉の大筋合意がなされ、政府は、交渉結果及び影響試算について全国各地で説明会を開催したが、合意内容を見ると農林水産

品目が過去に類を見ない関税の撤廃、低関税輸入枠や関税削減など、国内食料安全保障にも重大な影響を及ぼすと危惧され、本町の基幹産業への不安を拭いきれない。今後は、11月25日に国から示された「総合的TPP関連施策大綱」により、農林漁業者が安心して経営に取り組み、経営安定・安定供給体制の整備などの着実な実行を求めていきたい。

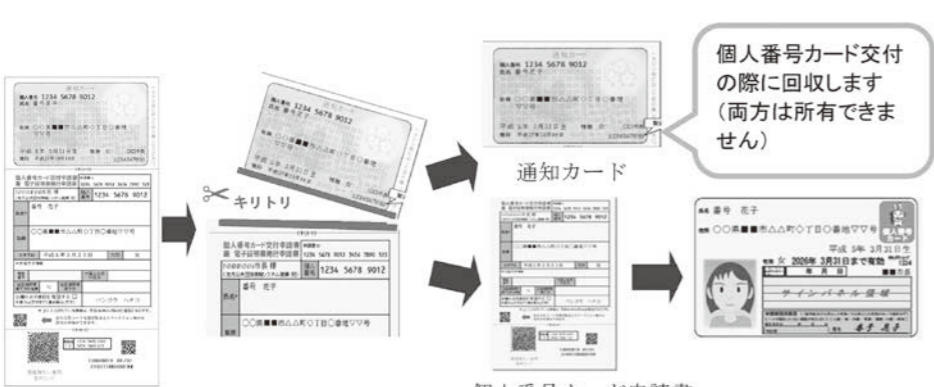
マイナンバー事業について

Q 町に返還された通知カードの件数と個人番号カードの作成件数は？

A 宮口町長

本町の配達対象1,511世帯中、郵便局から返還されたのが154通（10・2％）で、その内訳は、宛所のないもの24通、不在による郵便局での保管期限が経過したものが128通、受け取り拒否が2通であった。

これら返還分は、役場窓口での受け渡しとなり、再度対象者へ通知し、12月17日現在、未交付保管数47通（3・1％）であった。また、個人番号カードの作成件



通知カードから個人番号カード交付の流れ



茂岩栄町に建設中の「地域優良賃貸住宅（高齢者住宅）」

Q 地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例第3条中、「高齢者」とは何歳か。また「地域における居住の安定に配慮が必要な者」とは？

A 高齢者は65歳以上を想定。また、地域における居住の安定に配慮が必要な方とは、社会的に弱い立場にある方で、入居の決定は町長が行う。